

誓 約 書

（あて先）成田市長

設置者

氏名（法人、団体にあつてはその名称）

住所

電話番号

※申請者が法人の場合は、記名押印してください。

法人以外でも、本人（代表者）が自署しない場合は、

記名押印してください。

非常用給水栓を設置するにあたり、下記事項を遵守するとともに、災害時以外で使用した場合は、いかなる処置に対しても、異議申し立てをせず、直ちに指示に従うことを誓約いたします。

記

1 設置場所 成田市

2 建物名称

3 誓約事項

- (1) 非常用給水栓は、災害時に成田市水道部から水道水が供給されない場合、若しくは災害時にポンプ設備が停止して給水できない場合に限り使用します。
- (2) 災害時において、速やかに非常用給水栓が使用できるものとし、かつ、災害時以外の使用がないよう、管理責任者を定め、非常用給水栓及び付属用具を適切に管理します。
- (3) 住民への周知方法として、「非常用給水栓（災害時のみ使用可能）」のプレートを見やすい場所に掲示します。
- (4) 非常用給水栓の設置位置、構造等を変更するときは、基準第8条第3項の規定に基づき「非常用給水栓設置申込書（様式第1号）」により、改めて申込みします。

- (5) 非常用給水栓を使用したときは、基準第9条の規定に基づき「非常用給水栓使用届（様式第5号）」により、使用日時を届出します。
- (6) 基準第10条の規定に基づき、市長が受水槽周辺に立入り、非常用給水栓の管理状況等を点検することを承諾します。
- (7) 基準第10条第2項の規定に基づく立入点検において、改善を指示された場合は、速やかに改善を行い、「非常用給水栓改善届（様式第7号）」により、報告を行います。
- (8) 非常用給水栓を撤去したときは、基準第11条の規定に基づき「非常用給水栓廃止届（様式第8号）」により、速やかに廃止の届出をします。
- (9) 基準第13条第2項の規定に基づき、非常用給水栓の破損による漏水が確認された場合、災害時以外の使用が認められた場合は、使用水量に対する水道料金を支払います。